

災害時における宿泊施設利用の協力に関する協定書

令和2年10月12日

富 士 見 市

デイリーホテル株式会社

災害時における宿泊施設利用の協力に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）とデイリーホテル株式会社（以下「乙」という）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という）における、乙の所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 乙の所有する施設とは、次の施設とする。

デイリーホテルみずほ台店（富士見市西みずほ台1-4-3）

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げるものについて、文書（様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

（1）避難施設としての利用

（2）災害時応援職員のための宿泊施設

（3）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

2 宿泊の申込み及び費用の支払いについては、乙の定める方法による。

3 宿泊価格については、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（協力の期間）

第4条 市内の被害状況等を勘案し、甲乙協議により定めるものとする。

（経費負担）

第5条 第2条に係る宿泊の経費は甲若しくは宿泊者が負担をするものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（連絡責任者）

第7条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年10月12日

甲

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野 光弘（直筆）

乙

埼玉県志木市本町5丁目21番12号
デイリーホテル株式会社
代表 栗原 忍（直筆）